

# 原告団

## ニュース 113号

2017-1-31 発行

### 目次

裁判報告	1
2016.12.8 さよなら「もんじゅ」さよなら核燃料サイクル東京集会	5
学習会・なぜ日本は再処理に固執するのか	6
大間原発裁判傍聴記	8
著書「ぼくの町に原子力船がきた」	9
福島原発事故の県内への影響(その20)	10
原子力マフィア御用学者の退廃(続)	12
六ヶ所核燃料などを巡る動き	13
お知らせなど	14

次回裁判 2017年3月10日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議  
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

## 裁判報告

代表(弁護士) 浅石紘爾

### 1. 2017年の運動目標

明けましておめでとうございます。

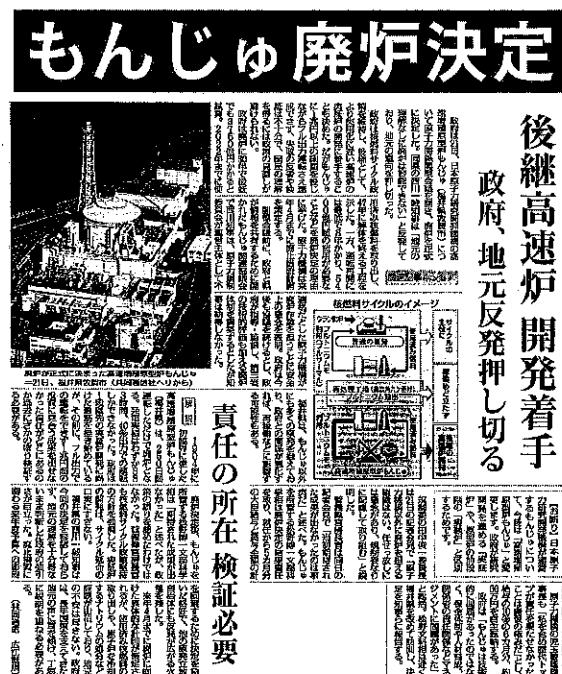
もんじゅ廃炉で2016年が暮れました。2017年は再処理廃止の年にしたいものです。昨年は多くの原告団の皆様に支えられて充実した活動ができましたことを心から感謝いたします。

年4回の裁判、弁護団会議、「核燃研」の開催、さよなら原発1000万人街頭署名、小出裕章さんの講演会、平和のための脱核部会(日本カトリック教会)青森集会への協力、3・11青森集会、4・9反核燃の日への参加等々、多忙な一年でした。

昨年の核燃料サイクルをめぐる大きな動きは、なんと言っても六ヶ所再処理工場の運営主体が日本原燃から使用済燃料再処理機構という認可法人に変更したことと、高速増殖炉「もんじゅ」が廃炉となったことの2つでしょう。2つの出来事は矛盾したものです。再処理機構の立ち上げは、日本原燃(電力会社)が再処理から手を引いても再処理を確実に推進する体制を整えるためのものであり、他方、もんじゅ廃炉は再処理の意義自体を失わせるものだからです。

政府は、もんじゅは廃炉にしてもプルサーマルを推進し、高速炉を開発して核燃料サイクル

を堅持すると居直りましたが、そのいずれも実現性と合理性に欠けることは明らかです。



2016.12.22 デーリー東北

これに関連して、昨年12月8日開催された日比谷野外音楽堂での“さよなら「もんじゅ」・さよなら「核燃料サイクル」東京集会”に招かれ、原告団代表として挨拶する機会を与えてもらいました。その時のメッセージを5頁に掲載しましたのでご覧下さい。



2016.12.8 参加者で「やめろ！核燃サイクル」をアピール

年頭にあたり、2017年の運動目標を私なりに考えてみました。

- ①原発の延命と核保有の願望にしか寄与しない“再処理”的廃止。
- ②“再処理”についての国民的理解を得る活動。
- ③大間原発の建設阻止。ブルサーマル原発の再稼働中止。
- ④もんじゅに代わる「高速炉」計画の撤回。
- ⑤2018年7月の日米原子力協定改定阻止。
- ⑥住民を守る原子力防災計画の確立。

## 2. 再処理裁判

### 1) 原告側準備書面（149）

#### －「もんじゅ」廃炉と再処理に及ぼす影響－

長く「もんじゅ」訴訟に携った海渡代理人が前段の「もんじゅ」訴訟と高速増殖炉計画挫折に至る経緯を、後段の「六ヶ所再処理に及ぼす影響」を私浅石が担当しました。

#### （1）もんじゅ廃炉までの経緯

もんじゅの危険性は冷却材としてのナトリウムを制御できること、蒸気発生器（炉心の熱を蒸気に変換する設備）の伝熱管が破断しやすいこと、炉心崩壊事故が起こりやすいこと、耐震性に問題があることなどであるが、名古屋高裁金沢支部は原告勝訴判決を下した。ところが最高裁は、不当にも高裁が認定した事実を勝手に変更して逆転敗訴とした。

ナトリウム漏れ事故を経験したもんじゅは、運転再開したものの、炉内中継装置の落

下事故で停止、復旧したが平成24年11月原子力規制委員会から約9000個所にも及ぶ機器の点検漏れを指摘され、保安措置命令が発せられた。しかし、違反状態を改善できず規制委員会は文科相に対し運営主体（原子力研究開発機構）の変更、それができなければもんじゅの在り方を抜本的に見直すよう勧告した。しかし、機構は何ら対応をとらなかった。

このような経過を辿る中で、もんじゅの原子炉設置許可処分の取消を求めるもんじゅ第2次訴訟が提起された。

平成28年9月21日、政府は事実上もんじゅ廃炉を決定した（正式には12月21日）。22年間でつぎ込んだ費用が1兆3300億円、今後再稼働にかかる費用が5800億円もかかるのに、22日間の発電実績しかあげることができなかつたことに政府が見切りをつけたものである。

#### （2）六ヶ所再処理工場に及ぼす影響

##### ① 再処理の意義喪失

もんじゅの廃炉は決まったが、ことあるに核燃料サイクルはそのまま堅持するという方針を打ち出した。高速増殖炉（FBR）は再処理と並んで「核燃」の要だったはずだ。もんじゅがコケたのにどうして六ヶ所再処理工場でプルトニウムを製造する必要があるのか。

##### ② 原子力利用計画の変質

原子力利用計画の中で、FBRは計画当初から1987年（7次計画）までは、プルトニウム利用における“主役”と位置付けられてきたが、2005年の原子力政策大綱では実証時期を2050年に大幅先送り、2014年のエネルギー基本計画ではFBRの文字は消え、これまで脇役だったブルサーマルが前面に出てきた。

しかし、ブルサーマルでは「もんじゅ」の代役は勤まらないことは明らかである。なぜならば、ブルサーマルがウラン資源の有効利用に資するという根拠は全くないから

である。プルサーマルに使う MOX 燃料を製造するためには膨大な再処理コストがかかるし、MOX 燃料加工工場を新設しなければならない。回収ウランをリサイクルしても使える燃料はせいぜい 1 ~ 2 % である。プルサーマル使用済燃料の再処理技術はなく、MOX は一回限りで廃棄される。

また、資源エネルギー庁の試算でも、MOX燃料はウラン燃料の3倍以上、輸入価格では10倍以上のコスト高になり、国民に高い電気料金の負担を押し付けることになる。結局、プルサーマルは、余剰プルトニウム非難を回避するための「敗戦処理投手」みたいなものである。

核燃堅持の中味は高速炉の実証炉開発だという。しかし、原型炉もんじゅを廃炉にしておきながら、次の世代の実証炉を目指すというのは、矛盾などおかまいなく、何がなんでも核燃サイクルを続けるという意思表示であり、無謀な居直り以外の何物でもない。仮のアストリッド計画への参加も「夢のまた夢」に対する無駄な投資である。

そうなると、再処理の目的は、本来の資源の有効利用（電力の安定供給）ではなく、廃棄物の減容、有毒性の低減ということになるが、それなら使用済燃料は再処理せずに直接処分した方がよほど安上がりで安全である。

### ③ 有り余るプルトニウム

もんじゅ廃炉はプルトニウム需給のアンバランスに拍車をかけるものである。電力公社が2010年に公表したプルトニウムの利用計画によると、もんじゅ・常陽で0.6トン、大間原発と他の原発を合算すると5.5～6.5トン、全体でも6.1～7.1トンの消費量に留まる。我国が現在保有する48トンのプルトニウムを消費するには、もんじゅが動き、大間が動き、ブルサーマル原発が全基再稼働しても、8年以上かかる計算になる。ところが、もんじゅは廃炉、大間は建設ストップ、現在稼働しているのは伊方原発1基にすぎな

い。明らかに需給のアンバランス状態を呈しており、これが改善される見通しは全く立っていない。ここで六ヶ所再処理工場が本稼働して年間5～7トンのプルトニウムが累積されてゆけば、このアンバランスは更に加速する。

もんじゅは前述のように不経済性を大きな理由に廃炉となった。然らば六ヶ所再処理工場はどうか。東京新聞の試算によると、これまでにかかった費用は5兆7631億円、廃炉費用は1兆5500億円。再処理の全体コストは11兆円（政府試算）とされており、1kwの電気も作れない再処理工場は即時廃止すべきである。

核燃サイクルに12兆円



2015.11.17 東京新聞

以上のように、もんじゅの廃炉は、必然的に再処理の廃止につながるものであるところ、これまで核不拡散の観点から六ヶ所再処理工場に反対・懸念を示してきたアメリカの政府高官や専門家の主張の正当性を裏付け、来るべき日米原子力協定の改訂に影響を与えることになろう。

④ 結語

六ヶ所再処理工場の本格稼働は、プルトニウム余剰を加速し、ひいてはプルトニウム

の平和利用を要求している原子炉規制法と原子力基本法に違反し、国際公約を破るものである。

## 2) 被告側準備書面 (42)

- (1) 殆どが再処理拠出金法の条文解説である。肝心の事故責任は依然として日本原燃が負い、運営主体である再処理機構が無責という不合理性については言及していません。
- (2) 原告団が前回申立てた、日本原燃に対するミルシートの取寄せ申請書（文書送付嘱託申立）に対する意見書が提出されました。これによると、この文書は①鋼材の材質を証明する書類だから基本設計に属さず（詳細設計）本件安全審査の対象外である。②本件指定処分後に作成されたものであり、審査対象外の文書である。よって証拠調べの必要性はないので却下を求めるというものでした。
- (3) これに対して、伊東代理人が直ちに反論を行いました。①については、前回の準備書面（147）で述べたところから明らかのように、本施設の耐震裕度が低く、450 ガルの基準地震動に対しても 1.1 ないし 1.2 程度の余裕しかなく、700 ガルでは全く余裕がないことを立証するためミルシートの提出を求めたものである。耐震設計の妥当性、基準地震動に対する耐震裕度の程度は、施設の安全機能を考える上で欠かせない争点である。このことは、被告自身がその準備書面で自認しているところである。
- ②については、本訴において取消の必要性がある文書は安全審査において検討された資料に限るとなると、これまで被告が提出した書証の大半は取扱不要のものとなる。自己矛盾も甚だしい。

従って、被告の主張は失当と反論したこと、裁判所は、適合性審査においてミルシートの数値が参照されていないのであればその説明をするよう被告に促しました。次回には申立ては採用されると思われます。

被告の答弁は、およそ「規制」委員会すなわち事業者日本原燃の監督者の言葉とは思えません。昔の原子力安全委員会が事業者と結託して安全神話でっち上げたと同じように、日本原燃の肩を持ち情報公開を阻止しようと躍起になっている姿勢を見るにつけて、いよいよ「推進」委員会の本性を現してきた感を拭えません。規制委員会しっかりしてください、と思わず叫びたくなります。

## 3. 次回裁判

福島みずほ事務所の協力をいただいて、国会図書館から、原子力規制庁が実施した下北半島の陸域・海域の深部構造探査の調査報告書入手して検討中です。これをベースに再処理裁判の被告最大のウイークポイントである「大陸棚外縁断層」の活動性（活断層）を証明すべく準備中です。



次回裁判（2017年3月10日（金）午後1時15分～）の傍聴をお願いします。

# 2016.12.8 さようなら「もんじゅ」さようなら核燃サイクル 東京集会

私からは青森の現状を踏まえて、もんじゅ廃炉が核燃サイクルとりわけ六ヶ所再処理工場に及ぼす影響について報告します。

## 1. 六ヶ所の現状

再処理工場は、高レベルガラス固化に失敗し試運転が停止している最中、東日本大震災に見舞われ、現在、原発と同様に新規制基準に基づく適合性審査が進行中です。

本格稼働の時期は22回もの延期を繰り返し、2018年が予定されています。当初計画から21年も遅れており、再処理技術の未熟さをさらけ出しているのが現状です。

再処理の停滞に業を煮やした核燃官僚は、新たな法人（再処理機構と言います）を立ち上げ、将来再処理を確実に実行する方策をとることにしました。再処理等拠出金法の成立です。これにより日本原燃はこの法人の下請として再処理を行うことになりましたが、事故を起こしたときは雇主ではなく下請が責任を負うという極めて無責任な体制です。青森県知事も六ヶ所村長も、核燃積極推進、核燃マネー中毒症状は深まるばかりで、核燃を止めるのなら六ヶ所に廃棄物は入れないし、あるものは運び出せと脅迫まがいの対応をとっています。

## 2. このような中でのもんじゅ廃炉決定

国の原子力利用計画の中で、もんじゅは再処理と並んで核燃料サイクル、プルトニウムサイクルの一翼を担う要でした。ところが、その一角が崩れたのです。使用済燃料が六ヶ所でプルトニウムに変り、これがもんじゅで使われることによって核燃サイクルは完結すると想定されました。ところが、もんじゅ廃炉により、六ヶ所でプルトニウムを作っても使い道がなくなってしまったのです。再処理の意義は失われてしまったのです。

ところが、閣僚会議は核燃料サイクル堅持を謳い、高速炉開発の方針を掲げました。

もんじゅ廃炉の報を受けて、日本原燃と電事連は「再処理事業に支障はない、プルトニウムはプルサーマルで」とコメントしています。

この期に及んで、どうして「核燃堅持」なのか全く理解に苦しみます。その理由は、どうしても再処理を残しておきたいからです。実際に再処理をしなくても再処理というオプションを残しておくことに意味があるからです。

その意味の第1は廃棄物対策です。使用済燃料を運び込む場所を確保しておく必要があるからです。原発を動かすために使用済燃料という核のゴミ捨て場が用意されなければなりません。この弱みにつけ込んで青森県知事らは前述の脅しをかけているのです。

第2に核兵器の材料となるプルトニウムの製造技術を温存し、いつでも核保有できるという体制を保持しておきたいという願望です。再処理で高レベル廃棄物の減容ができる、毒性を減らせるなどと宣伝していますが、大金をかけて再処理するよりは使用済燃料を直接処分すべきでしょう。

国はプルサーマルによってウラン資源の有効利用を図るから核燃サイクルには存続と言いつくろっていますが、プルサーマルに安全性、経済性がないことは周知の事実です。

六ヶ所再処理工場は、もんじゅあっての再処理工場であって、プルサーマルのためのものではありません。もんじゅがコケたらプルサーマルというのは、本末転倒の論理と言わざるをえません。

私たちの当面の運動目標は、このプルサーマルを潰すことにあると考えます。再稼働中の伊方3号の停止、今後プルサーマルが予定されている原発の再稼働を阻止することが、核燃料サイクルの環を完全に断ち切る道に繋がるからです。

もんじゅに代わるものとして高速炉開発が浮上してきました。しかし、高速増殖炉計画が頓挫したのに、実現の見通しが全く立たない高速炉開発というのは「悪い冗談」です。正しい民意が政策に反映されず、原子力ムラの亡靈が、また一人歩きし出しました。六ヶ所再処理工場がフル稼働すると年間5~8トンのプルトニウムがたまり続けます。このままでは、余剰プルトニウム非難に耐えられません。高速炉でプルトニウムを焼却してこの非難をかわそうとしているとか考へられません。この際政府は、核燃に未練を残すことなく、きっぱりと政策の中止を宣言すべきです。

再処理を止めて困るのは原子力ムラです。このまま再処理を続けるならば、余剰プルトニウム非難は更に強まり、原発は心おきなく使用済燃料を排出し続けます。再処理コストの国民負担は増大し、私たちは事故の危険にさらされ続けることになります。もんじゅに注ぎ込まれてきた費用は廃炉費用を含めて1兆5千億円と言われていますが、六ヶ所はその約5倍、7兆3千億円、再処理しなくとも1日3億円を超える維持費がかかるという試算があります。

不経済性を理由にもんじゅを止めたのなら、もっと金のかかる六ヶ所は即刻廃止すべきです。

## 3. かつてシルクロードは東西文明の架け橋の役目を果した

原発-再処理-もんじゅ。これは放射能（プルトニウム）を運ぶ「死のロード」です。

このたび地元住民をはじめとする関係者の長く血のにじむ努力によってプルトニウムロードの一端を遮断することができました。残る原発から再処理につながる道を、皆様と力を合わせて断ち切ろうではありませんか。

原告団もその一翼を担うことをお誓いして、挨拶をいたします。

# 学習会・なぜ日本は再処理に固執するのか

## – 11.13 「日米原子力協力協定と六ヶ所再処理工場」

青森市在住 原告 筧田 隆志

政府は、2016年9月21日、高速増殖炉もんじゅについて、年内にも廃炉を含む抜本的な見直しをして方針を決定すると発表しました。

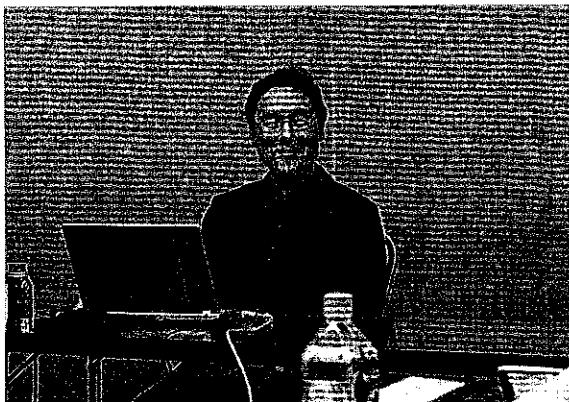
しかし、一方で「核燃料サイクルを推進とともに、高速炉の研究開発に取り組むとの方針を堅持する」と一見、矛盾する見解を表明しています。すなわち、2030年ごろに運転開始をめざしてフランスが開発中の高速炉ASTRIDに資金を投入するというものです。2019年完了予定の基本設計に予算を投入するとしているのです。

そんなことから、日本原燃の工藤社長は、9月27日、もんじゅが「仮にそうなった（廃炉）としても核燃料サイクル事業に支障はない」「核燃料サイクルの確立に全力を尽くす。もんじゅとは関係なく事業を進められる」記者会見で述べています。

こうしたなか、2018年で効力が切れる「日米原子力協力協定」問題が浮上しています。この協定は、1987年11月4日に署名され、1988年7月17日に発効したもので、協定の終了には、6箇月前に相手国の政府に文書で通告しなければなりません。仮に日本が再処理を止める場合、米国議会の承認手続きに約6箇月要することから、1年前の2017年7月までに廃止の通告をしなければなりません。

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団は、もんじゅの廃炉をきっかけに早急に六ヶ所再処理工場を止めさせようと、「日米原子力協定と六ヶ所再処理工場」というテーマで講演会を催しました。この協定の包括的同意なくして、日本は再処理ができないからです。

11月13日午後4時から青森市民ホールで行わ



田窪雅文氏 2016.11.13 青森市民ホール

れた講演会の講師は、核問題では国内随一の翻訳家・同時通訳者で米国内の情報にも通じ、ウェブサイト『核情報』を主宰する田窪雅文さんです。

田窪さんは、パワーポイントを駆使しながら、まず再処理の意味にふれ、核兵器利用可能物質プルトニウムの抽出が再処理だとし、6～8kgで1発の長崎原爆となり、日本はすでに48トン（英仏に37トン、国内11トン）保有していること指摘し、六ヶ所再処理工場が稼働すれば年間8トンずつプルトニウムが更に増えしていくことを警告しました。核不拡散、核軍縮、核セキュリティーの面からも国際的非難の的となっていると指摘しました。

米国も今では再処理で日本がプルトニウムを増やし続けていることに懸念をもち、国内問題としながらも不安視しているとオバマ政権内部の話を披露しました。すでに、六ヶ所再処理工場では使用済み燃料425トンが再処理され、約4トンものプルトニウムが分離回収されていると警告しました。3・11東日本大震災前のアクティブ試験で長崎原爆500発分のプルトニウムが抽出されている事実を忘れてはいけないとも指摘しました。日本の核武装に懸念をもつIAEAの2名の査察官が、常時六ヶ所村24時間監視していることも伝えました。

「日米原子力協定」終了、即再処理も終わり  
–六ヶ所再処理工場は核兵器工場かゴミ捨て場か  
アメリカが1978年核不拡散法で原子力協定に

より再処理の包括事前同意を与えていたのは、日本だけではありません。実はユーラトム（ヨーロッパの原発保有国）諸国と結んだ原子力協定においても再処理と燃料の移動に事前同意を与えています。しかし、ユーラトムの非核保有国のドイツ、ベルギー、イタリアが協定締結前に再処理放棄を決定したため、協定の付属書に再処理の記述はなく、記述があるのは核保有国の英仏の2か国だけでした。結局、非核保有国では日本だけが再処理を認められているのです。日本が再処理放棄を決定すれば、協定から再処理の記述を削除できるのであり、その決定をアメリカ側が内々打診しているのも事実です。このように、日本が米国の懸念をよそに、「日米原子力協定」を隠れ蓑に非核保有国の中で唯一再処理を行い（英仏に委託し、その後国内の東海村と六ヶ所村で実施）、プルトニウム保有量を増大させ続けているのが、IAEAの日本の核武装化の不安を增幅し、中国・北朝鮮・韓国との緊張をもたらしているのです。結局、非核保有国では、日本だけが再処理に固執しているのです。その理由は何なのでしょうか。それは最初にボタンの掛け違いがあったからです。

それは、エネルギー資源小国の日本が、太陽光や風力など再生可能エネルギーの開発に目もくれず、最初から原発推進と使用済み燃料を再処理して得たMOX燃料を高速増殖炉で使うという核燃料サイクル政策に依存してきたからです。

そもそも高速増殖炉の燃料を用意するのが再処理の目的であるとして、国策として高速増殖炉計画と再処理政策を並行して進めて来たのです。ですから高速増殖炉計画が頓挫して「もんじゅ」の廃炉やむなしとなっても、最初のボタンの掛け違い（再処理ありき）を認めたくないので、再処理路線だけは堅持しようというのが最大の理由です。将来の核兵器化についても否定しないのは、再処理に固執する根拠なりこじつけを残しておくためでしょう。

かつては日本の科学者の間でも、民生用プルトニウムは核兵器転用できないと言い張る御用学者

がいましたが、最近は米国側の学会の通説として、民生用のプルトニウムも十分に核兵器転用できるというようになっています。そのことは、北朝鮮が証明してしまいました。

1兆円かけた「もんじゅ」が何もつくりださず、残ったのは甚大な量の核のゴミだけです。政府はついに国内での高速増殖炉計画を断念し、仮の高速炉計画に夢のかけらを残し、2兆円かけた再処理工場だけを残し、余剰プルトニウムをMOX燃料として軽水炉で使おうというプルサーマル計画へ望みを託そうというわけです。

しかし、この賭けもまもなく破綻します。それは、再処理したMOX燃料は低濃縮ウラン燃料のコストの10倍であり（経済性がない）、しかも使用済みMOX燃料の再処理はもはや六ヶ所の再処理工場では処理できず、新しい再処理工場が必要となるからです。つまり、無限に放射能のゴミが増えていくのです。再処理を断念して、乾式の直接処分法を採用したドイツ・デンマーク・イタリヤが正しかったことがまもなく証明されます。

田嶋さんは、このままだと六ヶ所再処理工場は使い道のない余剰プルトニウムを含む高レベル放射性廃棄物のゴミ捨て場になるしかないので、「日米原子力協力協定」の改訂に際し、なんとしても再処理の包括事前同意を廃棄させねばならない、と約50人の参加者に訴えました。



講演終了後に総括する浅石代表

# 大間原発裁判傍聴記

弘前市在住 原告 佐原 若子

大間原発訴訟の裁判が1月10、11日に行われた。運営委員の伊藤和子さん、事務局の下館洋子さんらと函館を目指した。初めて新幹線で北海道に渡った。函館は距離的にも、文化や地理的にも近いと実感する旅であった。

私たちは無事全員傍聴券をゲットし裁判を傍聴することができた。特筆したいのは、青森と違いタクシーの運転手さん、函館市民の方の大間原発に反対する気持ちがまっすぐに伝わり。自治体の関わり方も青森と随分違うなあと感じた。

さて裁判の冒頭は原告の後藤武さんの意見陳述であった。後藤さんは、苫小牧工業高校を卒業し、被告である電源開発に3年間勤務し、その後東京電機大学を卒業、東芝でX線の研究に従事、S47年函館に移住しX線と画像解析システムを応用した食品用異物検査装置の開発販売の会社を立ち上げた経歴の方であった。陳述を要約すると、後藤さんは専門的な見地から電源開発が建設しているフルMOXによる大間原発に大きな危惧を抱き、3・11後の外部被曝と内部被曝の危険性、マスコミの報道姿勢、政府の真実を見ようとしている広報、法律違反の高線量地域への住民帰還、政府や一部民間の安全無害報道などに心を痛めている。

バグのないソフトは存在しないように、原発に絶対の安全はない。原発のコストは高く、3・11以降再生可能エネルギーの発電能力は原発30基分3000万kwを超えており、欧洲の基幹電力は太陽光と風力である。人類が原発を動かして35年の間にスリーマイル島、 Chernobyl、福島第一原発と大きな事故を三つも経験してきた。世界が原発に頼らない努力を続けている中で、大間フルMOXには大きな不安を持つ。ニューヨーク近郊ロングアイランド島の原発は避難計画が不十分であったため一度も運転されなかった。正しい選択であった。後藤さんはかつて電源開発に入社し

たことを誇りに思っていた。だからこのような選択をして欲しくない、という内容であった。

驚くことに、被告電源開発は30km圏内の防災対策について、函館市が入っているか行政上の話はわからない。函館市住民の防災は地域防災計画を立てる自治体において定めるものと考えている。事故後の函館市への通達についても協議していないという無責任さであった。

渡辺満久教授(東洋大)の証言は、当原告団でも度々変動地形学の科学的な見地からの講演を聞いている。パキスタンの逆断層のズレによる建物の広汎な崩壊の写真が今回も提示され、その被害の大きさは電源開発の肝を冷やしたのではないだろうか。吸水膨張だとか噴飯ものの言い訳を考える被告が愚かしい。津軽海峡の海底活断層は40km以上に及び、大間原発地下にまで及んでおり、原発の建設には適していない。非常に危険である。また、電源開発の50cmから1mのボーリング調査では信頼に足る調査とは言えないとした。電源開発の地震動に対する弁明も、渡辺先生の示す変動地形的な論理からすれば、安全対策たりえないと痛感した。被告側の証言者坂本氏は電源開発の社員である。耐震安全性と耐震設計は綿密に計算されているとしているが、全く信用できない。

2013年に輸入した高浜原発のMOX燃料の価格は貿易統計によって計算すると1本9億2570万円である(朝日新聞 2016.2.28付け)。ウラン燃料の約9倍。いつまでこんな馬鹿げたことをするのだろう。ベトナムは昨年経済性と解決不可能な放射性廃棄物、事故後の地域崩壊などを理由に原発計画を中止しました。

訴え続けましょう、もう原発にさようならしましょう。核のゴミの集積場と化している青森県。蛇口を止めなければ、青森県はなし崩しに最終処分場化してしまう。

# 著者「ぼくの町に原子力船がきた」 —中村亮嗣さんを偲ぶ

三沢市在住 原告 伊藤 和子

『ぼくの町に原子力船がきた』(岩波書店 1977年発刊)の著者である、むつ市の中村亮嗣さんが昨年6月28日に直腸がんのため82歳で亡くなりました。

私が中村さんに初めて会ったのは、多分1986年に全国自然保護大会がむつ市で開催されたときだと思います。それ以降直接会った記憶があまりないのですが、「原船むつ」「核燃サイクル」反対の運動に関わるようになり、多くの友人を介していくつも身近な人だったような気がします。

昨年11月5日、むつ市を中心に20数名が参加し、『中村亮嗣さんを偲ぶ会』が開催され、それぞれ亮嗣さんとの思い出を語り合いました。

「40年以上前の中学生の頃に亮嗣さんがタウン誌に書いた、原船むつのことから放射能の恐ろしさを知った」「中学生の時に油絵のことで話を聞きに行った時に使用済み核燃料の処理が不可能と教えられた」「何かわからないことがあって訪ねるとすぐに資料を探し出しては届けてくれた」「毎年クリスマス礼拝へ参加していた」「亡くなる前の4月までは月1回の電力会社などに疑問をただす交渉を続けてきた」などなど、思い出は尽きず、とても大切な時間を過ごせました。

参加者から、亮嗣さんの思い出話を聞き、もう一度『ぼくの町に原子力船がきた』を本棚から引っ張り出し、読み直してみました。

「昭和9年田名部町に生まれ、少年時代から画家になることが夢だった、しかし、当面は技術を身につけたほうが良いということで、歯科技工士になった。そして夜は美術の先生のところで絵を学びながら文学や科学のことなどを話し込んだ。」という。「原子力の記事のスクラップをつくり、書店にある原子力関係の科学雑誌はポケットマネーのある限り買うようになっていた。」

1967年「原子力船母港」の話が持ち上がった時、亮嗣さんは原子力の本を読み関係記事をまとめ「東奥日報」の明鏡欄に「原子力船母港への疑問」と題し投稿し、それ以降、「住民は何も知らないと小馬鹿にしている。本当のことを知らせなくては。」と『むつ市を守る会』の代表をつとめ、30号を超える通信などで危険性を住民に訴え続けました。意見や疑問を国、県、電力会社に対して質問状、要請文として提出し、時には1人でも交渉を行ってきました。そのチラシや意見書は膨大なものになっています。

67年から75年末までの下北の反原子力船の動きを『ぼくの町に原子力船がきた』できめ細かに書いています。そして、亮嗣さんは亡くなるまで変わらなく、原子力には反対と言い続け、行動してきました。

歯科技工士であり、絵描きでもあった亮嗣さんは地域に根を張り文化を大切にした素晴らしい市民運動家であったとあらためて思います。

ぜひ、『ぼくの町に原子力船がきた』を読んでみて下さい。私たちの反原発・反核燃運動へ助言していることがたくさんあるように思います。そして、亮嗣さんの著書や絵が遺志を語り続けていくに違いないと信じ、冥福を祈ります。



中村亮嗣作  
核燃とめよう！1万人訴訟関東のつどい発行ニュース  
「げんこくだん」の表紙絵

# 福島原発事故の県内への影響 (その20)

## －放射線モニタリング情報による－

八戸市在住 原告 成田 忠義

23年度上半期に顕著だった3・11福島原発事故の影響も同下半期以降は漸減し、事故から5年を経過した28年度第1四半期(2016年4月～6月)の調査では、県・事業者合わせて対象となった試料(核燃サイクル施設47検体、東通原発46検体)中のセシウム137(半減期30年)も、牧草を除いていずれもND(定量下限値0.4Bq/kg生以下)となっている。なお、牧草については1Bq/kg生ほど検出されたものもあったが、いずれも「平常の変動幅」範囲内とされている。また、福島事故以来検出されていたセシウム134(半減期2年)も、平成27年度からすべての試料においてNDとなっている。

「青森県 原子力施設環境放射線調査報告書(平成28年度第1四半期報)」  
[http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/atom/monitor\\_conference\\_material\\_hyouka\\_H28-3.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/atom/monitor_conference_material_hyouka_H28-3.html)

さらに今回は、原子力規制庁が実施(受託者: 海洋生物環境研究所)している27年度「海洋環境における放射能調査及び総合評価事業」調査結果も報告されている。青森海域(東通原発前面海域)及び核燃海域(核燃施設前面海域)について、海産生物中の放射性セシウムは概ね事故前のレベル、海底土や海水についてもほぼバックグラウンドレベルとなっている。しかし海産生物中のセシウム134は短い半減期にも拘らず、一部の魚種(クロソイ、ヒラメ、マダラ、スケトウダラ)に未だに検出限界値(0.03Bq/kg生)レベルで確認されており、調査の継続が必要とされている。

なお、他の原子力施設周辺海域の調査結果については下記を参照されたい。

原子力規制庁 HP “環境放射能データベース”  
<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top?pageSID=204538512>

また、原子力規制委員会 HP から青森県及び近隣県(岩手県、福島県、茨城県、栃木県)の降下物中放射性セシウムの数値を拾ってグラフ化(図1,2)すると、青森県は事故後5カ月程で平常レベル(0.1Bq/m<sup>3</sup>以下)に戻ったが、隣接する岩手県においては、セシウム134は2014年6月から平常レベルとなっているが、2015年8月からほぼ平常レベルとなったセシウム137は、2016年2月から再び増加しているように見える。他の3県は依然として平常レベルを超える影響が続いているが、2年毎に半減するセシウム134は下げ止まりの傾向さえうかがえる。

なお紙面の関係上、2015年度第2四半期までは四半期ごとの平均値を、2015年10月からはこれまで通りの月間値を示している。

原子力資料情報室通信No.508(2016年10月1日発行)では、「……原子炉の状況は安定していると推定できる。なお建屋からは東電評価で毎時3万Bq未満の放射性物質が大気に放出されている」とされ、6000人規模の作業員による必死の廃炉作業が続いている。

また、図1,2の作成に用いた定時降下物(環境放射能水準調査)の数値は、原子力規制委員会 HP 放射線モニタリング情報からの引用なので、興味を持たれた読者は下記のアドレスで確認されたい。

「定時降下物のモニタリング」  
<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

図1 青森県及び隣接県における降下物中セシウム134の推移

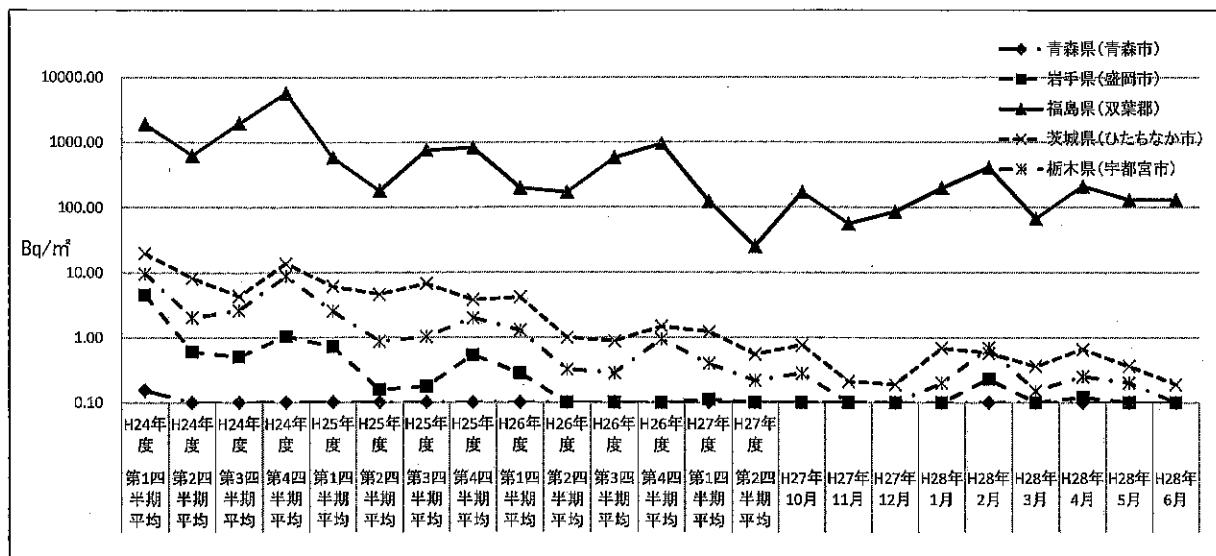
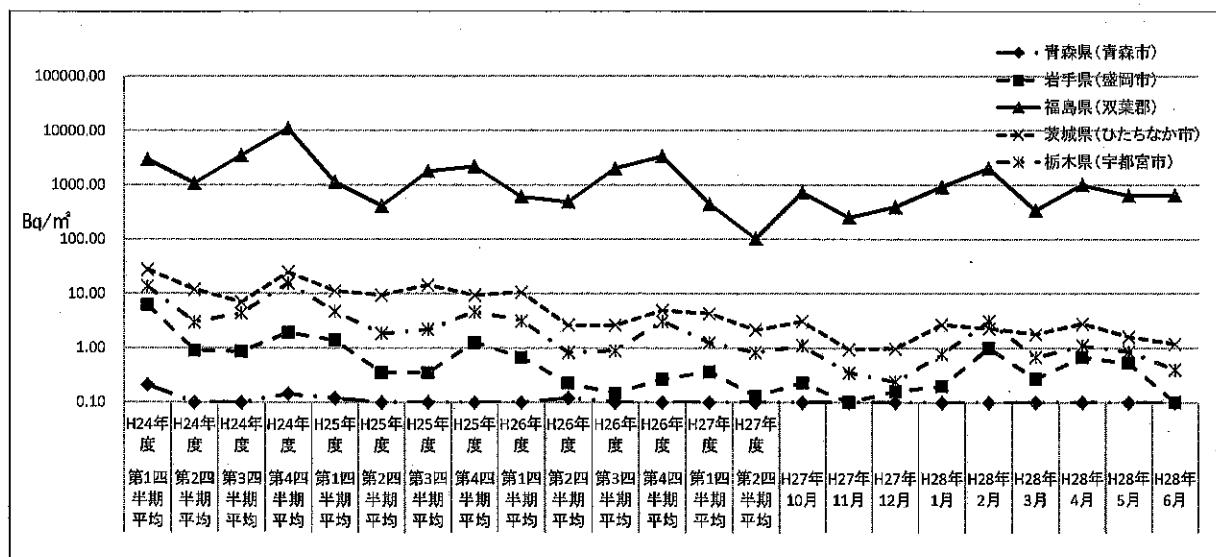


図2 青森県及び近隣県における降下物中セシウム137の推移



#### 【一口メモ】

海産生物中の放射性セシウムについては、この欄で紹介している県・事業者による四半期ごとの調査結果の他に、国（水産庁）、青森県（水産振興課）、八戸市（水産事務所）による調査結果がそれぞれのホームページ上で確認できる。ただ、不検出（ND）と表記されても、定量下限とか検出限界と称される数量化できる値はそれぞれ異なっており、県・事業者による四半期ごとの調査結果は0.4Bq/kg生、国によるものは概ね0.3～6、青森県によるものは概ね10～15、八戸市によるものは概ね4～

7となっている。測定目的や使用機器、サンプル量や測定時間などに起因するのだろうが、不検出と表記されても注意が必要となる。因みに、昨年9月末に訪れた福島県相馬市の直売所で実施されていたコメの全袋放射能検査での定量下限は1.0Bq/kg生で、青森県においても、青森市、十和田市、鰺ヶ沢町及び階上町の野生きのこ類（一部を除く）は出荷制限されており、6年経った現在でも事故の影響が残っている。

## 寄 稿

# 原子力マフィア御用学者の退廃(続) —もんじゅ終焉によせて

神奈川県在住 原告 山浦 元

12月8日夜、日比谷野外音楽堂で反もんじゅ・反核燃東京集会があり、久しぶりに海渡雄一弁護士と浅石紘爾代表の演説を聴き、感無量でした。

本紙111号で、安倍首相に原発再稼働をそそのかした有馬朗人・元東大総長を批判しました。一方、原子力に関しては非専門家である新潟の泉田・米山両県知事は「福島第一原発事故の検証と総括が先だ」として、柏崎刈羽原発の再稼働を拒否してきました。いずれがまともかは言うまでもないでしょう。かなり以前に属することですが、1960年安保闘争当時、私は早大理工学部自治会の責任者を務めていて、学部の新入生歓迎会で物理学者の武谷三男氏(湯川秀樹氏の共同研究者で、後に原子力資料情報室を創設)に「科学技術について」というテーマで講演してもらったことがあります。科学や技術に携わる私たち人間の自然認識は①個々の現象を観察し、記述する現象論的段階②その現象を引き起こしている対象が何であり、いかなる構造になっているかを知る実体論的段階③その対象がいかなる基本法則に従って運動しているかを認識し、対象の状態を知る本質論的段階、なる三つの過程をたどって深まっていくという、科学技術を学んでいく場合の基本的な方法論について武谷氏は明快かつ丁寧に解説してくれました。

科学技術論のイロハとも言うべき①～③に即してみれば、溶け落ちた核燃料デブリの所在すらいまだに不明な福島第一原発の事故が実質的にも本質的にも全く解明されていないことは明らかです。

2011年12月に設置された国会事故調査委員会は、政府と東京電力の内部資料を集め、関係者1167人から事故当時の状況について聴取し、2012年7月、「事故は自然災害ではなく人災」とする最終報告書を提出しました。そして事故調の解散後も未解明な事故原因を継続して究明するため民間中心の専門家からなる調査委員会の設置を国会に求めましたが、いまだに設置されておらず、国会は収集記録も公開していません。こういう無責任きわまる政・官・産の原子力マフィアにへつらい、事故の検証など一切眼中になく、平然と原発再稼働を煽った有馬氏ら原子力学者は、科学技術のイロハもわきまえぬ似非科学者というしかない。111号の伊藤和子さんの一文にもあるように、事故の責任を明確にしなければ事故は再び必ず起こることです。

1年前「もんじゅの在り方検討会」の座長に就任した有馬氏は「もんじゅをずっと見てきたが根本的な間

違いではなく、将来のために役立つ機械だ」とうそぶきました。有馬氏よ、1995年12月9日に起きたナトリウム漏れ～燃焼～火災事故、ビデオと事故データの改ざん・隠蔽に起因する幹部職員の自殺(構造的殺人)、2010年8月26日の燃料交換装置の原子炉内落下事故、2012年11月に発覚した1万件に及ぶ機器点検漏れ等々は根本的な間違いではなかったのか?高速増殖炉と再処理工場建設の主目的は電力生産ではなく、我が国の核武装にあった事実を本紙106号で詳述しましたが、本来危険度が高いほど有効性をもつ軍事技術に安全性や公開性など不要だと有馬氏は言いたいのでしょうか。

原発の使用済燃料からできる plutonium は 30% 程度の不純物を含んでおり、それを高速増殖炉で燃やし、発生する中性子を周囲のウランに吸収させると 97% 前後の純度の高い核分裂性 plutonium を生み出すことができます。このように原発、再処理、濃縮の技術が整えば、ウラン～ plutonium 爆弾、中性子爆弾などの核兵器製造は自在となります。しかし高速増殖炉開発は文字通り幻想領域に属するテーマであり、あまりに無残な原型炉もんじゅの現状に見切りをつけた政府は遂に廃炉を表明したのですが、政・官・産・学はあくまで核燃料サイクルに固執し、高速炉の日仏共同開発、さらには何と原型炉を超越して実証炉の開発を云々しています。正気の沙汰ではない。

電気事業連合会は2003年、核燃料サイクルの総額は建設から最終処分まで約19兆円と試算していました。一方、例えば東京新聞(2016.9.22付け)の調査によると、1966年度から2015年度までの費用は、もんじゅ約1兆2000億円、六ヶ所再処理工場の約7兆3000億円(建設費2兆1930億円、運営費1兆3393億円、廃炉・解体費1兆5500億円、積立金2兆2308億円)を含めて、MOX燃料加工工場、高レベル廃棄物管理施設の建設費・運営費、必要となる廃炉～解体費、立地自治体への交付金などを積算した結果、既に約12兆2277億円に達しており、施設の維持・運営費で新たに年間約1600億円かかるという。有馬氏ら原子力学者は、この途方もない国民の血税と電気料金を収奪してきた犯罪組織=原子力マフィアの寄生虫だったのです。

ともあれイチロー同様、たゆみなく幾星霜、もんじゅの廃炉を目指して力を尽くしてきた全国の皆様にマルクスが「資本論」の序文に記した一文「峻険な小径をよじ登るに疲れるこことを厭わない人々のみが、ひとりその輝ける絶頂に到達する幸運をもつてゐる」を捧げたいと思います。それにしても、生涯かけて疎外された労働者の全人的開放を目指していたマルクスが、旧ソ連・中国・北朝鮮の無残な人権蹂躪の史実を知り得たら絶句することでしょう。

(2016年12月 記)

## 六ヶ所核燃などを巡る動き

2016年

10. 7 使用済燃料再処理機構の井上茂理事長：日本原燃が青森県内で実施している地域振興策について「変わりはない」と明言。
- 16 日本カトリック「平和のための脱核部会」：今中哲二氏を講師に「福島が問いかけること 私たちの生き方」と題して講演会を開催（八戸市）。
- 20 日本原燃：むつ小川原港に英国からの返還ガラス固化体（高レベル放射性廃棄物）132本を積んだ輸送船「パシフィック・グリーブ号」が到着。21日から一時貯蔵施設へ搬入する。
- 27 使用済燃料再処理機構：使用済燃料の再処理事業などを日本原燃に委託することで、経済産業省から25日付で認可されたと発表。
- 28 日本原燃：使用済燃料搬入。浜岡原発約4トン。燃料在庫量は約2968トンとなり、貯蔵プール（3000トン）の貯蔵割合は98.9%に上昇。これまでの受け入れ総量は3393トン（再処理済みを含む）となる。
11. 1 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
- 2 原子力規制庁：7～9月に青森県内の原子力施設で実施した保安検査の結果を公表。六ヶ所再処理工場を所管する日本原燃に対し、保安活動の抜本的な見直しが必要と指摘した。
- 4 青森県と東通村：東通原発から半径5キロ圏内の同村住民を対象に、安定ヨウ素剤の事前配布を開始。
- 5 原告団：街頭署名と事務局会議を開催
- 10 使用済燃料再処理機構：安全確保や地域振興を前提に業務を行うことなどを約束した協定、覚書を青森県、六ヶ所村と締結。また、機構は同日、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない」という確約書を県に提出した。
- 13 2016年 反核燃 秋の共同行動開催：原子力資料情報室の澤井さんから「核燃料サイクルをめぐる状況」の講演や各地からの報告後、デモ行進を行う（青森市）。
- 13 原告団：田窪雅文氏を講師に「日米原子力協定と六ヶ所再処理工場」と題して講演会を開催（青森市）。
- 15 日本原燃：再処理工場の精製建屋で2系列ある非常用電源装置のうち1系列が故障したと発表。22日に復旧。
- 18 原子力規制委員会：再処理工場とMOX燃料工場で重大事故が発生した場合の対応策を現地調査で確認した。
- 25 原子力規制委員会：再処理工場の原子力災害対策重点区域の見直しで、緊急時防護措置準備区域を従来の5キロ圏とする方針を決定。福島第1原発事故後、原発では半径10キロ圏から30キロ圏に拡大した。
12. 2 原告団：核燃裁判。再処理で準備書面を提出。
- 8 日本原燃と三菱重工業：巨額の赤字を抱え経営再建中の仏アレバに計数百億円程度出資する方向で調整。
- 8 さようなら原発1000万人アクション実行委員会：『さようなら「もんじゅ」さようなら核燃サイクル 東京集会』を開催（東京 日比谷野外音楽堂）。
- 9 原告団：核燃研を開催。池田先生からレクチャー（断層関係）を受ける。
- 14 原子力規制庁：日本原燃がウラン濃縮工場の放射性廃棄物不適切保管問題で事実と異なる社内報告を作成したとして、日本原燃に初の報告微収命令。
- 21 原子力関係閣僚会議：もんじゅ廃炉決定。
- 21 原告団：「もんじゅ廃炉」決定を受け、関係省庁に要請文を提出。
- 22 原告団：事務局会議&忘年会を開催（八戸市）。
- 26 原子力規制委員会：再処理工場の適合性審査のうち耐震分野の審査を終了。

2017年

1. 8 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
- 13 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。

カンパを戴いた方々です（敬称略）。  
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、  
お名前の公表を控えます。」

## 編集後記

安倍首相のアンダーコントロール答弁（2016.9.29参議院本会議）を余所に、3月で6年目を迎える福島原発の廃炉作業は困難を極めたままだ。それと並行して事故処理に伴う労災認定も、15年10月の元作業員（41歳 年16mSv 白血病）、16年8月の元作業員（50歳代 累積54mSv 白血病）、16年12月の東京電力社員（40歳代 累計150mSv 甲状腺がん）と増えている。原発作業員の白血病の労災認定基準は年5mSv以上、胃がんや食道がんは累積100mSv以上だが、年50mSvを超えて、5年で100mSvを超えると原発構内では働けなくなる。原子力規制庁の労働者被曝データ（2015年度）によると、福島第一原発で年20mSvを超えた社員は6人、下請けで592人となる。現場を熟知しているベテランほど被曝量が多くなるので、その健康への影響が気掛かりだ。阪南中央病院・村田三郎副院長は「作業員は十分とは言えないにせよ、放射線防護対策をとった上で被曝し、被曝線量も管理されている。一般住民は無防備な状態で被曝して、線量管理もされない」と指摘する。そんな避難住民の不安をよそに、この3月までに「帰還困難区域」を除くすべての避難指示を解除する政府方針が加速している。もんじゅ廃炉に続き核燃サイクル見直しにつなげたいものだが、トランプ大統領の誕生など何でもありの昨今だ。可能な限り悲観的に考えて、楽観的に行行動するしかないということか。（N記）

## お知らせ

- 日米原子力協力協定と  
日本のブレトニウム政策国際会議2017  
日 時：2017年2月23,24日（木・金）  
10:00～  
会 場：国連大学エリザベス・ローズ国際会議場  
詳細は同封チラシをご覧下さい。
- 2017年さようなら原発・核燃、「3.11」青森集会  
日 時：2017年3月5日（日）12:30～  
会 場：青森市文化会館大ホール  
(リンクステーション青森)  
詳細は同封チラシをご覧下さい。
- 核燃裁判  
日 時：2017年3月10日（金）13:30～  
会 場：青森地方裁判所
- 「4・9反核燃の日」全国市民集会  
日 時：2017年4月8日（土）11:00～  
会 場：青森市民ホール4階
- 「4・9反核燃の日」全国集会  
日 時：2017年4月8日（土）14:00～  
会 場：青森駅前公園

## 冬期カンバのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンバのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に冬期カンバの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願いします。

## 支援者・サポーター募集中!!

### 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9  
浅石法律事務所内

TEL・FAX: 0178-47-2321

郵便振替: 02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支 援 者／年間 6000 円(購読料共)

サポーター／年間 3000 円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>